平成２３年（フ）第４９５号
茨城県水戸市笠原町976番地の１　笠原コーポ405号
債務者　栗本　雅樹
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４９６号
茨城県水戸市笠原町976番地の１　笠原コーポ405号
債務者　栗本千恵子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５０３号
茨城県笠間市小原3374番地２
債務者　植田キヨ子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５１０号
茨城県水戸市千波町1799番地の245　県営千波アパート４棟104号
債務者　小島　普子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０８号
茨城県日立市東金沢町２丁目22番６号
債務者　黒沢美恵子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１１１号
茨城県北茨城市華川町中妻431番地　中妻市営住宅９棟503号
債務者　小野　謙司
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１１２号
茨城県日立市助川町２丁目12番４―502号
債務者　白土　秀子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２１１号
茨城県土浦市摩利山新田434番地23
債務者　谷中　政嗣
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５３号
茨城県つくば市今鹿島3146番地２　今鹿島アパート102号
債務者　星川　竜也
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６６号
茨城県つくば市稲荷前25番地10　メルベーユフレア502号
債務者　高柴みち子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６７号
茨城県土浦市右籾2954番地　スカイハイツ石塚102
債務者　坂本　英俊
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３４１号
金沢市若草町16番23号
債務者　大西　徳治
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３９１号
石川県河北郡津幡町字中橋イ16番地　メゾンリバーサイド207号、従前の住所石川県かほく市浜北ロ24番地６
債務者　泉谷　一幸
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４２１号
石川県白山市部入道町へ５番地１
債務者　平村　高志
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４４４号
石川県七尾市和倉町ワ部２番地４
債務者　越田　春美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３６８号
山梨県甲斐市長塚825番地　ハイツ長嶋Ｎ―101
債務者　杉山　　順
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
山梨県甲州市勝沼町藤井312番地１
債務者　内田　千鶴
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係